（第三面）

建築物別概要

【１．番号】

【２．構造】

造　　一部　　造

【３．高さ】

【イ．最高の高さ】

【ロ．最高の軒の高さ】

【４．用途別床面積】

（用途の区分）	（具体的な用途の名称）	（申請部分）	（申請以外の部分）	（合計　）
【イ．】				
（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
【ロ．】				
（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
【ハ．】				
（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
【ニ．】				
（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
【ホ．】				
（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）

【５．マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の56第２項の認定の区分】

第　　号

【６．その他必要な事項】

【７．備考】

（注意）

１　各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いること。

２　第一面関係

①　申請者が２以上のときは、１欄は代表となる申請者について記入し、別紙に他の申請者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えること。

②　２欄は、設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地は設計者の住所を書くこと。

③　設計者が２以上のときは、２欄は代表となる設計者について記入し、別紙に他の設計者について棟別に必要な事項を記入して添えること。

④　※印のある欄は記入しないこと。

３　第二面関係

①　住居表示が定まっているときは、２欄に記入すること。

②　３欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れること。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち２以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入すること。

③　４欄は、建築物の敷地が存する３欄に掲げる地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入すること。なお、建築物の敷地が２以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入すること。

④　５欄は、建築物の敷地が２メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入すること。

⑤　６欄の「イ」⑴は、建築物の敷地が、２以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第１項第１号から第８号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第１項第１号から第６号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入すること。「イ」⑵は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」⑴で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入すること。

⑥　６欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、「イ」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入すること。

⑦　６欄の「ホ」⑴は、「イ」⑴の合計とし、「ホ」⑵は、「イ」⑵の合計とする。

⑧　建築物の敷地が、建築基準法第52条第７項若しくは第９項に該当する場合又は同条第８項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、６欄の「ヘ」に、同条第７項若しくは第９項の規定